

## 【聞こえとことばの相談広場】

2月24日 聞こえとことばの相談広場 が開催されました。

耳鼻咽喉科 神田 E・N・T 医院の神田幸彦Dr、言語聴覚士やスタッフの方など5名で来校していただき、本校の子どもの授業を参観の後、聞こえやことばに関する助言をいただきました。

神田Drやスタッフの方との懇談の中で、人工内耳のスピーチプロセッサの買い換えに関する話が出ました。現在、全国一律の買い換え助成はありません。しかし、独自に助成をおこなっている市町村があります。九州内では熊本県、大分県の一部の市町村で実施されていますが、長崎県内の市町村では、まだ補助はありません。神田Drのお話しでは、『医者や関係者の働きかけよりも、当事者や家族の行政への働きかけが効果的である』とのことでした。

学校でも、補聴器や人工内耳の聞こえについて定期的に調べてはいますが、人工内耳の故障等については病院でしか対応ができませんので、是非、定期的に通院していただくようお願いします。

## 【自動車税の減免】

心身に障害のある方のために、この方と生計を一にする方が使用(所有)する自動車は、一定の要件を満たす場合に、一台分の自動車税、自動車取得税が減免(免除)されます。

一定条件とは・・・

- ・ 身体障害者手帳(聴覚障害2級、3級)であること。
- ・ 通学や通院に使用する車であること。
- ・ 車の所有者が、障害者本人、または生計を一にする方であること。

申請書類

- ・ 減免申請書
- ・ 自動車の名義人の認印
- ・ 運転免許証(原本)
- ・ 通所証明書(通所、教育相談来校時に使用する場合)  
\* 年間を通じて月に1回以上の使用が見込まれること。
- ・ 生計を一にすることを証明するもの(続柄や筆頭者の記載のある住民票など)
- ・ 車検証
- ・ 身体障害者手帳(原本)
- ・ 通学証明書(通学に使用する場合)



申請期限

5月末日(土日の場合は翌月曜日)

詳しくは、県税事務所にお問い合わせください。

佐世保県税務署 佐世保市木場田町 3-25 TEL(0956)24-7056

\* 通学証明書、通所証明書(教育相談来校)は、申請をしていただいてから、約二週間後の発行になります。減免申請を予定されている方は、早めの証明書申請をお願いします。

★春休み中の補聴器のトラブルは直接補聴器専門店へお願いします。★

## 編集後記

学校の梅の花もほころび、春の足音が聞こえてきました。春がすぐそこまでやってきていますね。暖かい春が待ち遠しいですが、今年の花粉は例年の10倍ともいわれています。花粉症といえば、目のかゆみや鼻水の印象がありますが、実は、耳のかゆみ、閉そく感、痛みを訴える方もいらっしゃいます。花粉症の季節、耳も大切にしましょう。

